

令和 2 年 2 月 27 日 開 会

①

令和 2 年第 1 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和2年第1回茨城県議会定例会議案目次

| | 頁 |
|--|----|
| 第1号議案 令和2年度茨城県一般会計予算 | 1 |
| 第2号議案 令和2年度茨城県競輪事業特別会計予算 | 15 |
| 第3号議案 令和2年度茨城県公債管理特別会計予算 | 17 |
| 第4号議案 令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計予算 | 19 |
| 第5号議案 令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算 | 21 |
| 第6号議案 令和2年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算 | 23 |
| 第7号議案 令和2年度茨城県国民健康保険特別会計予算 | 25 |
| 第8号議案 令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算 | 27 |
| 第9号議案 令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算 | 29 |
| 第10号議案 令和2年度茨城県農業改良資金特別会計予算 | 31 |
| 第11号議案 令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算 | 33 |
| 第12号議案 令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算 | 35 |
| 第13号議案 令和2年度茨城県港湾事業特別会計予算 | 37 |
| 第14号議案 令和2年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算 | 39 |
| 第15号議案 令和2年度茨城県病院事業会計予算 | 41 |
| 第16号議案 令和2年度茨城県水道事業会計予算 | 45 |
| 第17号議案 令和2年度茨城県工業用水道事業会計予算 | 48 |
| 第18号議案 令和2年度茨城県地域振興事業会計予算 | 50 |
| 第19号議案 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算 | 52 |
| 第20号議案 令和2年度茨城県流域下水道事業会計予算 | 54 |
| 第21号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例 | 57 |
| 第22号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 58 |
| 第23号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 59 |
| 第24号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 60 |
| 第25号議案 茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 | 61 |
| 第26号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 | 62 |
| 第27号議案 茨城県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例 | 63 |
| 第28号議案 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 64 |
| 第29号議案 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 65 |
| 第30号議案 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | 66 |
| 第31号議案 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 67 |
| 第32号議案 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | 68 |
| 第33号議案 茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 | 69 |
| 第34号議案 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 70 |
| 第35号議案 茨城県立笠間陶芸大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 74 |
| 第36号議案 研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例 | 75 |

| | | |
|--------|--|----|
| 第37号議案 | 茨城県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 | 76 |
| 第38号議案 | 茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例 | 79 |
| 第39号議案 | 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 80 |
| 第40号議案 | 茨城県証紙条例の一部を改正する条例 | 81 |
| 第41号議案 | 茨城県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 82 |
| 第42号議案 | 茨城県水道条例の一部を改正する条例 | 83 |
| 第43号議案 | 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 84 |
| 第44号議案 | 学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例 | 85 |
| 第45号議案 | 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 86 |
| 第46号議案 | 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例 | 87 |
| 第47号議案 | 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 88 |
| 第48号議案 | 茨城県監査委員に関する条例の一部を改正する条例 | 89 |
| 第49号議案 | 包括外部監査契約の締結について | 90 |
| 第50号議案 | 県有財産の取得について | 91 |
| 第51号議案 | 霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について | 92 |

予

算

第1号議案

令和2年度 茨城県一般会計予算

令和2年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,163,219,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|---------------------|-------------------|
| 1 県 税 | | 千円 386,700,713 |
| | 1 県 民 税 | 121,578,770 |
| | 2 事 業 税 | 86,839,528 |
| | 3 地 方 消 費 税 | 79,219,273 |
| | 4 不 動 産 取 得 税 | 6,093,391 |
| | 5 県 た ば こ 税 | 3,227,850 |
| | 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 | 2,446,959 |
| | 7 軽 油 引 取 税 | 32,988,972 |
| | 8 自 動 車 税 | 52,987,598 |
| | 9 鉱 区 税 | 4,300 |
| | 10 核 燃 料 等 取 扱 税 | 1,273,569 |
| | 11 狩 猟 税 | 40,023 |
| | 12 旧 法 に よ る 税 | 480 |
| 2 地 方 消 費 税 清 算 金 | | 124,465,364 |
| | 1 地 方 消 費 税 清 算 金 | 124,465,364 |
| 3 地 方 譲 与 税 | | 51,566,000 |
| | 1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 | 47,194,000 |
| | 2 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 3,873,000 |
| | 3 石 油 ガ ス 譲 与 税 | 146,000 |
| | 4 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 235,000 |
| | 5 森 林 環 境 譲 与 税 | 117,000 |
| | 6 航 空 機 燃 料 譲 与 税 | 1,000 |

| | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 4 地方特例交付金 | | 1,938,000 |
| | 1 地方特例交付金 | 1,938,000 |
| 5 地方交付税 | | 189,802,000 |
| | 1 地方交付税 | 189,802,000 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | | 754,000 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 754,000 |
| 7 分担金及び負担金 | | 8,703,512 |
| | 1 分担金 | 627,074 |
| | 2 負担金 | 8,076,438 |
| 8 使用料及び手数料 | | 17,802,458 |
| | 1 使用料 | 12,272,600 |
| | 2 手数料 | 793,120 |
| | 3 証紙収入 | 4,736,738 |
| 9 国庫支出金 | | 140,192,532 |
| | 1 国庫負担金 | 51,063,221 |
| | 2 国庫補助金 | 86,219,676 |
| | 3 委託金 | 2,909,635 |
| 10 財産収入 | | 1,689,868 |
| | 1 財産運用収入 | 902,048 |
| | 2 財産売却収入 | 787,820 |
| 11 寄附金 | | 67,132 |
| | 1 寄附金 | 67,132 |
| 12 繰入金 | | 26,902,862 |
| | 1 特別会計繰入金 | 7,108,259 |
| | 2 基金繰入金 | 19,794,603 |

| | | | |
|----|------|----------------|---------------|
| 13 | 繰越金 | | 5,000,000 |
| | | 1 繰越金 | 5,000,000 |
| 14 | 諸収入 | | 87,263,774 |
| | | 1 延滞金, 加算金及び過料 | 592,602 |
| | | 2 県預金利子 | 8,075 |
| | | 3 公営企業貸付金元利収入 | 54,838 |
| | | 4 貸付金元利収入 | 68,466,963 |
| | | 5 受託事業収入 | 6,230,198 |
| | | 6 収益事業収入 | 8,322,671 |
| | | 7 利子割精算金収入 | 3 |
| | | 8 雑収入 | 3,588,424 |
| 15 | 県債 | | 120,370,800 |
| | | 1 県債 | 120,370,800 |
| | 歳入合計 | | 1,163,219,015 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------------|-----------------|
| 1 議 会 費 | | 千円 1,715,010 |
| | 1 議 会 費 | 1,715,010 |
| 2 総 務 費 | | 36,552,111 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 21,534,460 |
| | 2 徴 税 費 | 12,442,824 |
| | 3 市 町 村 振 興 費 | 2,046,875 |
| | 4 選 挙 費 | 17,013 |
| | 5 人 事 委 員 会 費 | 139,635 |
| | 6 監 査 委 員 費 | 171,304 |
| | 7 諸 費 | 200,000 |
| 3 企 画 開 発 費 | | 12,648,565 |
| | 1 企 画 費 | 8,264,174 |
| | 2 開 発 費 | 2,696,460 |
| | 3 統 計 調 査 費 | 1,687,931 |
| 4 生 活 環 境 費 | | 10,261,818 |
| | 1 生 活 文 化 費 | 2,748,924 |
| | 2 防 災 費 | 1,696,617 |
| | 3 環 境 保 全 費 | 5,641,805 |
| | 4 災 害 救 助 費 | 174,472 |
| 5 保 健 福 祉 費 | | 218,297,813 |
| | 1 厚 生 総 務 費 | 113,624,804 |
| | 2 生 活 保 護 費 | 5,466,743 |
| | 3 児 童 福 祉 費 | 43,288,947 |

| | | |
|---------------|-----------------|-------------|
| | 4 障 害 福 祉 費 | 26,720,536 |
| | 5 保 健 所 費 | 2,037,171 |
| | 6 医 藥 費 | 10,263,564 |
| | 7 環 境 衛 生 費 | 5,045,557 |
| | 8 公 衆 衛 生 費 | 11,850,491 |
| 6 勞 働 費 | | 2,603,800 |
| | 1 勞 働 政 策 費 | 693,831 |
| | 2 職 業 能 力 開 発 費 | 1,779,775 |
| | 3 勞 働 委 員 会 費 | 130,194 |
| 7 農 林 水 産 業 費 | | 49,135,748 |
| | 1 農 業 費 | 18,586,692 |
| | 2 畜 産 業 費 | 2,372,935 |
| | 3 林 業 費 | 5,710,289 |
| | 4 水 産 業 費 | 4,911,065 |
| | 5 農 地 費 | 17,554,767 |
| 8 商 工 費 | | 82,215,383 |
| | 1 産 業 政 策 費 | 53,291,332 |
| | 2 技 術 革 新 費 | 1,530,295 |
| | 3 中 小 企 業 費 | 2,760,957 |
| | 4 観 光 物 産 費 | 2,140,182 |
| | 5 立 地 推 進 費 | 22,492,617 |
| 9 土 木 費 | | 116,586,507 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 3,080,155 |
| | 2 道 路 橋 梁 費 | 66,689,195 |
| | 3 河 川 海 岸 費 | 21,145,553 |

| | | |
|--------------|-------------------------|-------------|
| | 4 港 湾 費 | 10,013,664 |
| | 5 都 市 計 画 費 | 11,881,364 |
| | 6 住 宅 費 | 3,776,576 |
| 10 警 察 費 | | 63,947,728 |
| | 1 警 察 管 理 費 | 58,065,687 |
| | 2 警 察 活 動 費 | 5,882,041 |
| 11 教 育 費 | | 274,689,315 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 55,245,397 |
| | 2 小 学 校 費 | 83,006,047 |
| | 3 中 学 校 費 | 46,576,723 |
| | 4 高 等 学 校 費 | 59,735,962 |
| | 5 特 別 支 援 学 校 費 | 24,548,820 |
| | 6 社 会 教 育 費 | 3,723,423 |
| | 7 保 健 体 育 費 | 1,852,943 |
| 12 災 害 復 旧 費 | | 813,205 |
| | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 163,523 |
| | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 649,682 |
| 13 公 債 費 | | 147,237,530 |
| | 1 公 債 費 | 147,237,530 |
| 14 諸 支 出 金 | | 146,214,482 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 1,713,557 |
| | 2 利子割交付金 | 369,341 |
| | 3 利子割精算金 | 1 |
| | 4 地方消費税清算金 | 72,990,959 |
| | 5 地方消費税交付金 | 63,146,979 |

| | | |
|----------|-------------------------|---------------|
| | 6 配 当 割 交 付 金 | 1,603,978 |
| | 7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金 | 880,054 |
| | 8 環 境 性 能 割 交 付 金 | 1,398,177 |
| | 9 法 人 事 業 税 交 付 金 | 3,935,304 |
| | 10 公 營 企 業 貸 付 金 | 176,132 |
| 15 予 備 費 | | 300,000 |
| | 1 予 備 費 | 300,000 |
| 歲 出 合 計 | | 1,163,219,015 |

第2表 債務負担行為
(新規分)

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|---|---------------------|--|
| 地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務 | 他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。 | 自 令和2年度 至 令和12年度 | 元金1,176,000,000千円及びこれに対する利子相当額 |
| 県庁舎中央監視設備 更新工事請負契約 | 県庁舎の中央監視設備更新に係る工事請負契約を締結する。 | 令 和 3 年 度 | 169,685千円 |
| 環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給 | 茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和9年度 | 融資総額10億4,223万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| 環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給 | 茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和17年度 | 融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給 | 茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和9年度 | 融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| 地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約 | 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。 | 自 令和3年度 至 令和7年度 | 681,000千円 |
| 医 師 教 育 資 金 利 子 補 給 | 茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和8年度 | 融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| 医 師 海 外 派 遣 事 業 費 用 負 担 協 定 | 医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。 | 自 令和3年度 至 令和4年度 | 10,940千円 |
| 創 業 支 援 融 資 損 失 補 償 | 創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 34,000千円 |
| 女 性 ・ 若 者 ・ 障 害 者 創 業 支 援 融 資 損 失 補 償 | 女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 24,000千円 |

| | | | |
|-----------------------------|---|---------------------|-----------|
| 女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償 | 女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和12年度 | 2,000千円 |
| 新分野進出等支援 融資損失補償 | 新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 20,000千円 |
| パワーアップ 融資損失補償 | パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 142,000千円 |
| パワーアップ 融資損失補償 | パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和14年度 | 71,000千円 |
| 再生支援融資 損失補償 | 再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 35,000千円 |
| 災害対策融資 損失補償 | 災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 88,000千円 |
| 災害対策融資 損失補償 | 災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和20年度 | 68,000千円 |
| 借換融資 損失補償 | 借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和17年度 | 112,000千円 |
| 災害対策融資 利子補給 | 市町村が災害対策融資を利用する中小企業者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。 | 自 令和3年度 至 令和5年度 | 58,608千円 |

| | | | |
|------------------------------|--|---------------------|---|
| 失業者等生活資金 融資損失補償 | 失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和8年度 | 3,750千円 |
| 緊急雇用対策訓練 業務委託契約 | 介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。 | 自 令和3年度 至 令和4年度 | 58,135千円 |
| 緊急雇用対策訓練 業務委託契約 | 調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。 | 令和3年度 | 3,245千円 |
| 野菜価格安定対策 事業費補助 | 公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和2年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。 | 自 令和2年度 至 令和3年度 | 139,112千円 |
| 農業近代化資金 利子補給 | 農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和22年度 | 融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額 |
| 農業経営負担軽減 支援資金利子補給 | 茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和17年度 | 融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額 |
| 農作物災害経営 資金等利子補給 (現年災分) | 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和2年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。 | 自 令和3年度 至 令和14年度 | 融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額 |
| 農作物災害経営 資金等損失補償 (現年災分) | 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。 | 令和5年度以降 | 200,000千円 |
| 農業ビジネス保証制度 融資損失補償 | 農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 令和2年度 至 令和22年度 | 31,250千円 |

| | | | |
|--------------------------------|--|---------------------|--|
| 外国人労働者等 住環境整備資金 利子補給 | 茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業法人等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和17年度 | 融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に規定する率を乗じて得た額 |
| 漁業近代化資金等 利子補給 | 漁業近代化資金金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和25年度 | 融資総額8億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額 |
| 水産加工経営改善 促進資金利子補給 | 茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 令和3年度 至 令和5年度 | 融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額 |
| 地方道路整備 費用負担契約 | 一般国道118号、大子町南田気地内の南田気跨線橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。 | 令和3年度 | 500,000千円 |
| 県営住宅建設 工事請負契約 | 桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。 | 令和3年度 | 367,000千円 |
| 被災住宅復興支援 利子補給 | 市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。 | 自 令和3年度 至 令和7年度 | 9,686千円 |
| 県立学校校舎 賃貸借契約 | 県立鹿島特別支援学校外1校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。 | 自 令和3年度 至 令和13年度 | 926,640千円 |
| 自然博物館展覧会 開催業務委託契約 | 自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。 | 令和3年度 | 1,100千円 |
| 警察本部庁舎空調 自動制御設備更新 工事請負契約 | 警察本部庁舎の空調自動制御設備更新に係る工事請負契約を締結する。 | 令和3年度 | 406,212千円 |
| 警察職員宿舎整備 運営事業損失補償 | 県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。 | 自 令和4年度 至 令和33年度 | 総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額 |

第3表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------|---------------|---|--|---------------------|
| 治山事業 | 千円 413,800 | 債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額） | 年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 30年以内 (据置期間を含む。) |
| 水産基盤整備事業 | 712,800 | | | |
| 湛水防除事業 | 31,800 | | | |
| 土地改良事業 | 2,991,900 | | | |
| 河川事業 | 13,987,400 | | | |
| 海岸整備事業 | 351,300 | | | |
| 砂防事業 | 149,200 | | | |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 261,100 | | | |
| 港湾整備事業 | 1,043,500 | | | |
| 道路橋梁整備事業 | 23,869,300 | | | |
| 街路事業 | 3,237,400 | | | |
| 空港整備事業 | 2,800 | | | |
| 放課後児童クラブ整備事業 | 365,600 | | | |
| 産業技術専門学院整備事業 | 45,600 | | | |
| 栽培漁業センター施設整備事業 | 22,000 | | | |
| 体育施設整備事業 | 251,200 | | | |
| 公営住宅建設事業 | 721,300 | | | |
| 過年補助災害復旧事業 | 20,700 | | | |
| 現年補助災害復旧事業 | 191,800 | | | |
| 過年直轄災害復旧事業 | 10,000 | | | |
| 現年直轄災害復旧事業 | 79,300 | | | |
| 単独災害復旧事業 | 173,300 | | | |
| 保護施設整備事業 | 18,300 | | | |
| 児童福祉施設整備事業 | 53,700 | | | |

| | | | | |
|--------------|-------------|------|-----|-----------------------|
| 老人福祉施設整備事業 | 751,400 | | | |
| 障害福祉施設整備事業 | 432,800 | | | |
| 県庁舎等整備事業 | 1,065,600 | | | |
| 交通安全施設整備事業 | 787,600 | | | |
| 警察施設整備事業 | 1,503,700 | | | |
| 公園事業 | 558,800 | | | |
| 高校整備事業 | 2,650,300 | | | |
| 文化施設整備事業 | 526,100 | | | |
| 社会教育施設整備事業 | 94,800 | | | |
| 特別支援学校整備事業 | 859,600 | | | |
| 空港周辺整備事業 | 43,700 | | | |
| 地域鉄道設備等整備事業 | 49,600 | | | |
| 石綿対策事業 | 14,900 | | | |
| 災害救助対策事業 | 16,400 | | | |
| 消防施設整備事業 | 135,200 | | | |
| 原種苗センター整備事業 | 23,600 | | | |
| 畜産センター施設整備事業 | 57,200 | | | |
| 地域活性化事業 | 1,147,400 | | | |
| 防災対策事業 | 549,700 | | | |
| 合併特例事業 | 1,432,400 | | | |
| 地方道路等整備事業 | 2,042,300 | | | |
| 緊急防災・減災事業 | 389,700 | | | |
| 上水道事業出資金 | 1,000,000 | | | 40年以内 (据置期間を含む。) |
| 臨時財政対策債 | 51,200,000 | | | } 30年以内 (据置期間を含む。) |
| 退職手当債 | 4,000,000 | | | |
| 災害援護資金貸付金 | 32,900 | 普通貸借 | 無利子 | 15年以内 (据置期間を含む。) |
| 合計 | 120,370,800 | | | |

第2号議案

令和2年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和2年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,716,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|--------------------------|
| 1 競 輪 事 業 収 入 | | 12,716,399 ^{千円} |
| | 1 競 輪 事 業 収 入 | 12,061,440 |
| | 2 繰 入 金 | 96,449 |
| | 3 繰 越 金 | 558,510 |
| 歳 入 合 計 | | 12,716,399 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-------------|--------------------------|
| 1 競 輪 事 業 支 出 | | 12,716,399 ^{千円} |
| | 1 競 輪 事 業 費 | 12,133,230 |
| | 2 積 立 金 | 1,313 |
| | 3 繰 出 金 | 100,000 |
| | 4 予 備 費 | 481,856 |
| 歳 出 合 計 | | 12,716,399 |

第3号議案

令和2年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和2年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,321,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|-------------------|---|---|-----------------|
| 一般会計借換債 | 千円 141,902,600 | 債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額） | 年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 30年以内（据置期間を含む。） |
| 計 | 141,902,600 | | | |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-----------|---------------------------|
| 1 公 債 管 理 収 入 | | 181,321,278 ^{千円} |
| | 1 財 産 収 入 | 100,394 |
| | 2 繰 入 金 | 39,318,284 |
| | 3 県 債 | 141,902,600 |
| 歳 入 合 計 | | 181,321,278 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------|---------------------------|
| 1 公 債 管 理 支 出 | | 181,321,278 ^{千円} |
| | 1 公 債 費 | 181,321,278 |
| 歳 出 合 計 | | 181,321,278 |

第4号議案

令和2年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ981,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|---------|-----------------------|
| 1 市 町 村 振 興 資 金 収 入 | | 981,000 ^{千円} |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| | 2 諸 収 入 | 980,999 |
| 歳 入 合 計 | | 981,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 1 市 町 村 振 興 資 金 支 出 | | 981,000 ^{千円} |
| | 1 市 町 村 振 興 資 金 支 出 | 800,000 |
| | 2 繰 出 金 | 180,000 |
| | 3 予 備 費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 981,000 |

第5号議案

令和2年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,209,509千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------|--------------|------------|---|---------------------|
| 神栖総合公園整備事業 | 千円 21,700 | 債券発行又は普通貸借 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 30年以内 (据置期間を含む。) |
| 県立カシマサッカースタジアム整備事業 | 1,712,100 | | | |
| 計 | 1,733,800 | | | |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------------|--------|-------------------------|
| 1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入 | | 4,209,509 ^{千円} |
| | 1 事業収入 | 126,846 |
| | 2 財産収入 | 543,286 |
| | 3 繰越金 | 1,409,056 |
| | 4 諸収入 | 395,890 |
| | 5 県債 | 1,733,800 |
| | 6 使用料 | 631 |
| 歳入合計 | | 4,209,509 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-------------------------|
| 1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費 | | 4,209,509 ^{千円} |
| | 1 鹿島開発事業費 | 1,810,329 |
| | 2 公債費 | 2,389,180 |
| | 3 予備費 | 10,000 |
| 歳出合計 | | 4,209,509 |

第6号議案

令和2年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

令和2年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,097,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------|---------------|------------|---|---------------------|
| 県立医療大学付属病院整備事業 | 千円 102,000 | 債券発行又は普通貸借 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 30年以内 (据置期間を含む。) |
| 計 | 102,000 | | | |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------|------------|-------------------------|
| 1 県立医療大学 付属病院収入 | | 3,097,376 ^{千円} |
| | 1 使用料及び手数料 | 1,756,529 |
| | 2 財産収入 | 5,800 |
| | 3 繰入金 | 1,191,313 |
| | 4 繰越金 | 27,500 |
| | 5 諸収入 | 14,234 |
| | 6 県債 | 102,000 |
| 歳入合計 | | 3,097,376 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|---------|-------------------------|
| 1 県立医療大学 付属病院費 | | 3,097,376 ^{千円} |
| | 1 病院運営費 | 2,588,213 |
| | 2 研究研修費 | 28,088 |
| | 3 公債費 | 478,575 |
| | 4 予備費 | 2,500 |
| 歳出合計 | | 3,097,376 |

第7号議案

令和2年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和2年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ244,513,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|---------|---------------------------|
| 1 国民健康保険収入 | | 244,513,852 ^{千円} |
| | 1 負担金 | 74,555,673 |
| | 2 国庫支出金 | 70,309,062 |
| | 3 財産収入 | 6,239 |
| | 4 繰入金 | 16,786,569 |
| | 5 繰越金 | 3,739,135 |
| | 6 諸収入 | 79,117,174 |
| 歳入合計 | | 244,513,852 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------------------------|
| 1 国民健康保険費 | | 244,513,852 ^{千円} |
| | 1 国民健康保険費 | 244,507,513 |
| | 2 積立金 | 6,239 |
| | 3 予備費 | 100 |
| 歳出合計 | | 244,513,852 |

第 8 号議案

令和 2 年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170,844千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------|--------------|-------|-----|--|
| 母子・父子・寡婦福祉貸付資金 | 千円 16,034 | 普通貸借 | 無利子 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第 2 項、第 4 項及び第 6 項並びに同法施行規則第12条の規定による。 |
| 計 | 16,034 | | | |

令和 2 年 2 月 27 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|---------|-----------------------|
| 1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入 | | 170,844 ^{千円} |
| | 1 繰入金 | 14,182 |
| | 2 貸付返納金 | 99,284 |
| | 3 繰越金 | 41,123 |
| | 4 諸収入 | 221 |
| | 5 県債 | 16,034 |
| 歳入合計 | | 170,844 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出 | | 170,844 ^{千円} |
| | 1 母子・父子・寡婦福祉貸付費 | 170,839 |
| | 2 予備費 | 5 |
| 歳出合計 | | 170,844 |

第9号議案

令和2年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,630,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|---------|--------------------------|
| 1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入 | | 32,630,423 ^{千円} |
| | 1 繰 入 金 | 38,651 |
| | 2 繰 越 金 | 383,455 |
| | 3 諸 収 入 | 32,208,317 |
| 歳 入 合 計 | | 32,630,423 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| 1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出 | | 32,630,423 ^{千円} |
| | 1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出 | 32,621,323 |
| | 2 予 備 費 | 9,100 |
| 歳 出 合 計 | | 32,630,423 |

第10号議案

令和2年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和2年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-------|----------------------|
| 1 農業改良資金収入 | | 63,305 ^{千円} |
| | 1 繰入金 | 4,527 |
| | 2 繰越金 | 263 |
| | 3 諸収入 | 58,515 |
| 歳入合計 | | 63,305 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|----------------------|
| 1 農業改良資金支出 | | 63,305 ^{千円} |
| | 1 貸付金勘定支出 | 58,764 |
| | 2 業務勘定支出 | 4,533 |
| | 3 予備費 | 8 |
| 歳出合計 | | 63,305 |

第11号議案

令和2年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,959千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|-------|----------------------|
| 1 林業・木材産業 改善資金収入 | | 91,959 ^{千円} |
| | 1 繰入金 | 959 |
| | 2 繰越金 | 90,001 |
| | 3 諸収入 | 999 |
| 歳入合計 | | 91,959 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------------|-----------|----------------------|
| 1 林業・木材産業 改善資金支出 | | 91,959 ^{千円} |
| | 1 貸付金勘定支出 | 90,000 |
| | 2 業務勘定支出 | 959 |
| | 3 予備費 | 1,000 |
| 歳出合計 | | 91,959 |

第12号議案

令和2年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|---------|----------------------|
| 1 沿岸漁業改善資金収入 | | 71,446 ^{千円} |
| | 1 繰 入 金 | 1,442 |
| | 2 繰 越 金 | 36,155 |
| | 3 諸 収 入 | 33,849 |
| 歳 入 合 計 | | 71,446 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|-----------|----------------------|
| 1 沿岸漁業改善資金支出 | | 71,446 ^{千円} |
| | 1 貸付金勘定支出 | 70,000 |
| | 2 業務勘定支出 | 1,442 |
| | 3 予 備 費 | 4 |
| 歳 出 合 計 | | 71,446 |

第13号議案

令和2年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和2年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,618,704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|-----------------|------------|---|---------------------|
| 港湾整備事業 | 千円 5,077,500 | 債券発行又は普通貸借 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |
| 計 | 5,077,500 | | | |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-----------|--------------------------|
| 1 港 湾 事 業 収 入 | | 11,618,704 ^{千円} |
| | 1 使 用 料 | 1,624,950 |
| | 2 財 産 収 入 | 353,698 |
| | 3 繰 入 金 | 2,077,497 |
| | 4 繰 越 金 | 2,000 |
| | 5 諸 収 入 | 2,483,059 |
| | 6 県 債 | 5,077,500 |
| 歳 入 合 計 | | 11,618,704 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|--------------------------|
| 1 港 湾 事 業 費 | | 11,618,704 ^{千円} |
| | 1 港 湾 総 務 費 | 139,737 |
| | 2 港 湾 管 理 費 | 1,743,582 |
| | 3 港 湾 振 興 費 | 52,721 |
| | 4 港 湾 建 設 費 | 4,045,200 |
| | 5 公 債 費 | 5,635,464 |
| | 6 予 備 費 | 2,000 |
| 歳 出 合 計 | | 11,618,704 |

第14号議案

令和2年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,040,727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|-----------------|------------|---|---------------------|
| 土地区画整理事業 | 千円 3,937,200 | 債券発行又は普通貸借 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 30年以内 (据置期間を含む。) |
| 土地区画整理関連事業 | 49,208,600 | | | |
| 計 | 53,145,800 | | | |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|------------|--------------------------|
| 1 土地区画整理事業収入 | | 74,040,727 ^{千円} |
| | 1 使用料及び手数料 | 25 |
| | 2 国庫支出金 | 1,078,855 |
| | 3 負担金 | 178,500 |
| | 4 財産収入 | 11,152,404 |
| | 5 繰入金 | 7,372,447 |
| | 6 繰越金 | 208,072 |
| | 7 諸収入 | 904,624 |
| | 8 県債 | 53,145,800 |
| 歳 入 合 計 | | 74,040,727 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|----------------|--------------------------|
| 1 土地区画整理事業費 | | 74,040,727 ^{千円} |
| | 1 T X 沿線開発事業費 | 58,943,304 |
| | 2 島名・福田坪開発事業費 | 5,576,027 |
| | 3 上河原崎・中西開発事業費 | 5,843,076 |
| | 4 阿見・吉原開発事業費 | 3,678,320 |
| 歳 出 合 計 | | 74,040,727 |

第15号議案

令和2年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

| | |
|-------|------|
| 一般病床数 | 475床 |
| 結核病床数 | 25床 |
| 計 | 500床 |

(2) 患者数

| | | | | |
|----|------|--------|----|----------|
| 入院 | 1日平均 | 419人 | 年間 | 152,935人 |
| 外来 | 1日平均 | 1,010人 | 年間 | 245,430人 |

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

| | |
|-------|------------------|
| 精神病床数 | 537床 (稼働病床数276床) |
|-------|------------------|

(2) 患者数

| | | | | |
|----|------|------|----|---------|
| 入院 | 1日平均 | 241人 | 年間 | 87,965人 |
| 外来 | 1日平均 | 315人 | 年間 | 76,545人 |

3 こども病院事業

(1) 病床数

| | |
|-------|------|
| 一般病床数 | 115床 |
|-------|------|

(2) 患者数

| | | | | |
|----|------|------|----|---------|
| 入院 | 1日平均 | 109人 | 年間 | 39,785人 |
| 外来 | 1日平均 | 228人 | 年間 | 55,404人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|--------------------|--------------|
| 第1款 本庁事業収益 | 117,939千円 |
| 第1項 医業外収益 | 117,939千円 |
| 第2款 中央病院事業収益 | 20,300,782千円 |
| 第1項 医業収益 | 16,961,482千円 |
| 第2項 医業外収益 | 3,329,300千円 |
| 第3項 特別利益 | 10,000千円 |
| 第3款 こころの医療センター事業収益 | 4,258,228千円 |
| 第1項 医業収益 | 3,202,985千円 |
| 第2項 医業外収益 | 1,054,243千円 |

| | |
|--------------------|--------------|
| 第3項 特別利益 | 1,000千円 |
| 第4款 こども病院事業収益 | 1,476,313千円 |
| 第1項 医業収益 | 36,930千円 |
| 第2項 医業外収益 | 1,438,383千円 |
| 第3項 特別利益 | 1,000千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 本庁事業費用 | 117,939千円 |
| 第1項 医業費用 | 117,929千円 |
| 第2項 医業外費用 | 10千円 |
| 第2款 中央病院事業費用 | 20,226,663千円 |
| 第1項 医業費用 | 20,027,448千円 |
| 第2項 医業外費用 | 179,215千円 |
| 第3項 特別損失 | 10,000千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |
| 第3款 こころの医療センター事業費用 | 4,257,043千円 |
| 第1項 医業費用 | 4,191,895千円 |
| 第2項 医業外費用 | 58,148千円 |
| 第3項 特別損失 | 6,000千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |
| 第4款 こども病院事業費用 | 1,397,503千円 |
| 第1項 医業費用 | 1,326,668千円 |
| 第2項 医業外費用 | 68,835千円 |
| 第3項 特別損失 | 1,000千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,412,945千円は、過年度分損益勘定留保資金619,400千円及び当年度分損益勘定留保資金793,545千円で補てんする。)

| | |
|---------------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 中央病院資本的収入 | 1,253,849千円 |
| 第1項 企業債 | 619,100千円 |
| 第2項 負担金 | 624,749千円 |
| 第3項 諸収入 | 10,000千円 |
| 第2款 こころの医療センター資本的収入 | 207,610千円 |
| 第1項 企業債 | 63,500千円 |
| 第2項 負担金 | 142,787千円 |
| 第3項 他会計補助金 | 1,323千円 |
| 第3款 こども病院資本的収入 | 578,204千円 |
| 第1項 企業債 | 207,200千円 |

| | |
|---------------------|-------------|
| 第2項 負担金 | 362,754千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 8,250千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 中央病院資本的支出 | 2,208,688千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,040,086千円 |
| 第2項 償還金 | 1,162,842千円 |
| 第3項 投資 | 5,760千円 |
| 第2款 こころの医療センター資本的支出 | 361,928千円 |
| 第1項 建設改良費 | 75,767千円 |
| 第2項 償還金 | 285,981千円 |
| 第3項 投資 | 180千円 |
| 第3款 こども病院資本的支出 | 881,992千円 |
| 第1項 建設改良費 | 215,518千円 |
| 第2項 償還金 | 666,474千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------|---------------|---|---|---------------------|
| 県立中央病院整備事業 | 千円 619,100 | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 30年以内 (据置期間を含む。) |
| 県立こころの医療センター整備事業 | 63,500 | | | |
| 県立こども病院整備事業 | 207,200 | | | |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,695,074千円

(2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品 3,043,477千円

燃 料 52,860千円

計 3,096,337千円

2 こころの医療センター事業

薬 品 166,218千円

診療材料 31,636千円

燃 料 941千円

計 198,795千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

| | 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|----------|------|--------|-----|
| 1 取得する資産 | 医療機器 | 人工心肺装置 | 1 台 |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第16号議案

令和2年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 給水団体数 | 33市町村 2企業団 |
| (2) 年間総給水量 | 137,999,930m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 378,082m ³ |
| (4) 建設改良費 | |
| 県南西広域水道事業 | 6,533,124千円 |
| 鹿行広域水道事業 | 1,711,321千円 |
| 県中央広域水道事業 | 978,051千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|--------------|
| 第1款 事業収益 | 19,601,225千円 |
| 第1項 営業収益 | 17,398,501千円 |
| 第2項 営業外収益 | 2,177,730千円 |
| 第3項 特別利益 | 24,994千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 18,696,447千円 |
| 第1項 営業費用 | 17,518,292千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,140,761千円 |
| 第3項 特別損失 | 25,394千円 |
| 第4項 予備費 | 12,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,480,866千円は、過年度分損益勘定留保資金8,039,271千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額441,595千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 3,993,028千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 1,505,814千円 |
| 第2項 企業債 | 978,200千円 |
| 第3項 出資金 | 1,000,000千円 |
| 第4項 負担金 | 214,212千円 |
| 第5項 他会計補助金 | 118,670千円 |
| 第6項 長期借入金 | 176,132千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 12,473,894千円 |
| 第1項 建設改良費 | 9,222,496千円 |
| 第2項 資産購入費 | 111,200千円 |
| 第3項 償還金 | 3,020,888千円 |
| 第4項 補助金返還金 | 119,310千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| 県南西広域水道建設事業工事請負契約 | 令和3年度 | 343,000 ^{千円} |
| 県南西広域水道建設事業工事請負契約 | 自 令和3年度 至 令和4年度 | 1,325,900 |
| 県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約 | 令和3年度 | 181,255 |
| 鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約 | 令和3年度 | 65,934 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|-----------------------|---|---|---------------------|
| 水 道 事 業 | 978,200 ^{千円} | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,076,168千円

(2) 交 際 費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、246,367千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第17号議案

令和2年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 255事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 325,728,340m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 892,406m ³ |
| (4) 建設改良費 | |
| 那珂川工業用水道事業 | 305,498千円 |
| 鹿島工業用水道事業 | 2,585,473千円 |
| 県南西広域工業用水道事業 | 1,715,204千円 |
| 県央広域工業用水道事業 | 270,651千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|--------------|
| 第1款 事業収益 | 13,605,841千円 |
| 第1項 営業収益 | 12,262,415千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,343,426千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 11,517,421千円 |
| 第1項 営業費用 | 10,776,882千円 |
| 第2項 営業外費用 | 730,039千円 |
| 第3項 特別損失 | 500千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,287,636千円は、過年度分損益勘定留保資金6,633,165千円、当年度分消費税等資本的収支調整額245,957千円及び建設改良積立金408,514千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 2,315,225千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 449,900千円 |
| 第2項 企業債 | 1,861,500千円 |
| 第3項 負担金 | 3,825千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 9,602,861千円 |
| 第1項 建設改良費 | 4,876,826千円 |

| | |
|-----------|-------------|
| 第2項 資産購入費 | 7,791千円 |
| 第3項 償還金 | 4,435,513千円 |
| 第4項 基金積立金 | 282,731千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|-----------------|---|---|---------------------|
| 工業用水道事業 | 千円 1,861,500 | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 706,743千円 |
| (2) 交際費 | 296千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

令和2年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|------------|-----------|
| (1) 格納庫事業 | |
| 賃貸収益 | 41,784千円 |
| 賃貸棟数 | 2棟 |
| (2) 土地造成事業 | |
| 稲敷土地造成事業 | |
| 土地造成費 | 227,157千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|--------------|----------|
| 第1款 格納庫事業収益 | 43,330千円 |
| 第1項 営業収益 | 43,308千円 |
| 第2項 営業外収益 | 22千円 |
| 第2款 土地造成事業収益 | 57,116千円 |
| 第1項 営業収益 | 56,961千円 |
| 第2項 営業外収益 | 155千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 格納庫事業費用 | 39,078千円 |
| 第1項 営業費用 | 36,416千円 |
| 第2項 営業外費用 | 2,062千円 |
| 第3項 特別損失 | 100千円 |
| 第4項 予備費 | 500千円 |
| 第2款 土地造成事業費用 | 39,092千円 |
| 第1項 営業費用 | 37,697千円 |
| 第2項 営業外費用 | 195千円 |
| 第3項 特別損失 | 200千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額227,157千円は、過年度分損益勘定留保資金227,157千円で補てんする。)

| 支 出 | |
|-----------------|-----------|
| 第1款 土地造成事業資本的支出 | 227,157千円 |
| 第1項 土地造成費 | 227,157千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 職員給与費等 | 23,148千円 |
| (2) 交際費 | 11千円 |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第19号議案

令和2年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 45,027,626m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 123,702m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区, 神の池西部地区, 波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,396,885千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|-------------|
| 第1款 事業収益 | 3,553,711千円 |
| 第1項 営業収益 | 3,056,025千円 |
| 第2項 営業外収益 | 497,656千円 |
| 第3項 特別利益 | 30千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 3,249,692千円 |
| 第1項 営業費用 | 3,141,021千円 |
| 第2項 営業外費用 | 104,550千円 |
| 第3項 特別損失 | 3,121千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,262,822千円は、過年度分損益勘定留保資金1,181,707千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額81,115千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 526,084千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 478,500千円 |
| 第2項 負担金 | 33,000千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 14,584千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,788,906千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,396,885千円 |
| 第2項 資産購入費 | 24,947千円 |
| 第3項 償還金 | 367,074千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約 | 自 令和3年度 至 令和5年度 | 3,600,000 ^{千円} |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は，700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 195,853千円 |
| (2) 交 際 費 | 30千円 |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第20号議案

令和2年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 121,331,000m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 332,414m ³ |
| (3) 流域関連市町村数 | 30市町村 |
| (4) 建設改良費 | 3,463,563千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|--------------|
| 第1款 事業収益 | 17,016,594千円 |
| 第1項 営業収益 | 8,086,316千円 |
| 第2項 営業外収益 | 8,836,676千円 |
| 第3項 特別利益 | 93,602千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 17,016,486千円 |
| 第1項 営業費用 | 16,506,625千円 |
| 第2項 営業外費用 | 439,945千円 |
| 第3項 特別損失 | 65,916千円 |
| 第4項 予備費 | 4,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,140,719千円は、過年度分損益勘定留保資金1,551,280千円、当年度分損益勘定留保資金525,773千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額63,666千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 3,893,474千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 1,916,535千円 |
| 第2項 企業債 | 1,245,600千円 |
| 第3項 負担金 | 730,999千円 |
| 第4項 固定資産売却代金 | 80千円 |
| 第5項 関連事業収入 | 260千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 6,034,193千円 |
| 第1項 建設改良費 | 3,463,563千円 |
| 第2項 資産購入費 | 20,198千円 |

第3項 償 還 金 2,434,352千円

第4項 基金積立金 116,080千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------|--------------------|-------------------------|
| 霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約 | 自 令和3年度 至 令和4年度 | 1,839,100 ^{千円} |
| 霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約 | 自 令和3年度 至 令和4年度 | 3,191,022 |
| 那珂久慈流域下水道工事請負契約 | 令和3年度 | 343,905 |
| 鬼怒小貝流域下水道工事請負契約 | 令和3年度 | 102,000 |
| 小貝川東部流域下水道工事請負契約 | 令和3年度 | 51,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|-------------------------|---|---|---------------------|
| 流域下水道事業 | 1,245,600 ^{千円} | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。 | 年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 513,765千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,730,826千円である。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例・その他

第21号議案

茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び局」を削る。

第1条中「局並びにそれらの」を「その」に改める。

「第2章 部及び局」を「第2章 部」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「及び局」を削り、第10号を削る。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「及び局」を削り、同条第1号オ中「他の部及び局」を「他部」に改め、同条第2号ウ中「こと」の次に「（他部の所管に属するものを除く。）」を加え、同条第3号に次のように加える。

ウ スポーツによる地域の活性化に関すること。

第3条第6号イ中「海外の」を削り、同条第7号ア中「他の部及び局」を「他部」に改め、同条第10号を削る。

第9条の4の表茨城県中央児童相談所の項中「、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市」、
「、鹿嶋市、潮来市」及び「、神栖市、行方市、銚田市」を削り、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|-----|---------------------|
| 茨城県日立児童相談所 | 日立市 | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市 |
| 茨城県銚田児童相談所 | 銚田市 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市 |

別表 1 知事の附属機関の表中茨城県地下水利用審査会の項を削り、茨城県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--|
| 茨城県地下水利用審査会 | 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年茨城県条例第71号）の施行に関する重要事項を審査し、及び調査審議すること。 |
|-------------|--|

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第22号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号中「家畜のと殺，家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の」を「次に掲げる」に改め，同号に次のように加える。

ア 家畜のと殺，家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

イ アに掲げるもののほか，アの作業に相当する作業であつて，人事委員会規則で定めるもの

付 則

この条例は，公布の日から施行し，この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は，令和元年10月7日から適用する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第23号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の192の項中「^{しょう}醤油製造業の」を「しょうゆ製造業の」に、「^{しょう}醤油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同表の197の項中「めん類製造業の」を「^{しょう}麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「^{しょう}麺類製造業許可申請手数料」に改め、同表の476の項及び477の項中「規定する額を加算した額」の次に「。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、(ア)に規定する額」を加え、同表の477の2の項中「、477の2の3の項及び477の2の5の項」を「及び477の2の3の項から477の2の5の項まで」に改め、同表の477の2の3の項及び477の2の4の項中「係る住宅の床面積」及び「の住宅の部分の床面積」の次に「(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)」を加え、同表の477の2の5の項中「係る住宅の床面積」の次に「(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)」を加え、「200平方メートル」を「当該住宅の床面積が200平方メートル」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、「当該住宅の床面積」及び「の住宅の部分の床面積」の次に「(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)」を加える。

第2条 茨城県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1の477の2の5の項中「、仕様基準」を「、省令第1条第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表第1の476の項から477の2の項まで及び477の2の3の項から477の2の5の項までの改正規定に限る。） 公布の日
- (2) 第1条の規定（別表第1の192の項及び197の項の改正規定に限る。） 令和2年6月1日
- (3) 第2条の規定 規則で定める日

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第24号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第25号議案

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事その他の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その県に対する損害を賠償する責任を負う額のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する総務省令で定める方法（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官にあつては、地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する総務省令で定める方法）により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を超える額については、賠償する責任を免れるものとする。

- (1) 知事 6
- (2) 副知事，教育委員会の教育長若しくは委員，公安委員会の委員，選挙管理委員会の委員，監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- (3) 人事委員会の委員，労働委員会の委員，収用委員会の委員，内水面漁場管理委員会の委員，公営企業管理者，病院事業管理者又は警察本部長 2
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 1

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第26号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「定める者」を「掲げる者」に改め、同条第4号中「ない職員」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額
付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第27号議案

茨城県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例

茨城県地方創生拠点整備基金条例（平成30年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年5月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第28号議案

つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（平成11年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 2 付属設備の利用料金の表中

| | | | | |
|--------|---------|----|--------|----|
| 「 | マイクスタンド | 1台 | 210 | を |
| | トランシーバー | 1台 | 520 | |
| 同時通訳設備 | 同時通訳ブース | 1式 | 7,850 | 」 |
| | 誘導無線受信機 | 1台 | 210 | |
| 「 | マイクスタンド | 1台 | 210 | に、 |
| 同時通訳設備 | 同時通訳ブース | 1式 | 7,850 | |
| 「 | 仮設ステージ | 1台 | 1,780 | を |
| | ダンスフロアー | 1式 | 68,100 | |
| 「 | 仮設ステージ | 1台 | 1,780 | に |

改める。

別表 3 駐車場の利用料金の表中「160」を「220」に、「80」を「110」に、「1,600」を「2,200」に、「142」を「214」に、「638」を「1,070」に改める。

付 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例による改正後のつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における利用に対して徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。
- この条例の施行の際既にこの条例による改正前のつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の規定によりつくば国際会議場の駐車場について1時間券及び1日券による利用料金又は使用料を納付している者が施行日以後において当該駐車場を利用する場合の当該利用に係る利用料金又は使用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第29号議案

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表 2 付属設備等利用料金の表中

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|-------|---|
| 上 | 敷 | ご | ざ | 1 | 畳 | 120 | を | | | |
| ビ | デ | オ | プ | ロ | ジ | ェ | | ク | | |
| タ | ー | | | 1 | 式 | 4,460 | | | | |
| 仮 | 設 | ス | ク | リ | ー | ン | 1 | 式 | 3,040 | 」 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-----|----|
| 上 | 敷 | ご | ざ | 1 | 畳 | 120 | に、 |
|---|---|---|---|---|---|-----|----|

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|
| | マ | ル | チ | ケ | ー | ブ | ル | 1 | 本 | 540 | を | | |
| そ | 浴 | | 室 | （ | 出 | 演 | 関 | 係 | 者 | 用 | | ） | |
| の | 持 | | 込 | | 機 | | 器 | 1 | キ | ロ | | ワ | |
| 他 | | | | | | | | ま | で | ご | と | に | 」 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|-------|---|-------|--------|
| | マ | ル | チ | ケ | ー | ブ | ル | 1 | 本 | 540 | に | | | | | | | |
| 映 | ビ | デ | オ | プ | ロ | ジ | ェ | ク | タ | ー | | 大 | ホ | ー | ル | 1 | 式 | 14,470 |
| | | | | | | | | | | | | 小 | ホ | ー | ル | 1 | 式 | 8,940 |
| | | | | | | | | | | | | 移 | 動 | 式 | 1 | 式 | 4,460 | |
| 設 | 仮 | 設 | ス | ク | リ | ー | ン | 1 | 式 | 3,040 | | | | | | | | |
| | B | D | レ | コ | ー | ダ | ー | ・ | プ | レ | | ー | ヤ | ー | 1 | 台 | 2,160 | |
| 備 | カ | メ | ラ | シ | ス | テ | ム | 大 | ホ | ー | | ル | 1 | 式 | 7,870 | | | |
| | | | | | | | | 小 | ホ | ー | | ル | 1 | 式 | 5,250 | | | |
| そ | 同 | 時 | 通 | 訊 | セ | ッ | ト | 1 | 式 | 7,850 | | | | | | | | |
| の | 浴 | | 室 | （ | 出 | 演 | 関 | 係 | 者 | 用 | | ） | 1 | 室 | 1,470 | | | |
| 他 | 持 | | 込 | | 機 | | 器 | 1 | キ | ロ | | ワ | ま | で | ご | と | に | 」 |

改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第30号議案

茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年茨城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第31号議案

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「同条第1項」を「法第25条の2」に、「及び第11条」を「第11条及び第16条の2」に改める。

第15条中「第24条第1項」の次に「(第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)', 第24条の2第3項, 第25条第5項」を加え, 「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に, 「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改める。

付 則

この条例は, 令和2年6月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第32号議案

茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

茨城県食品衛生法施行条例（平成11年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）附則第5条において改正法第1条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置について定められた基準とされる改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法」に改め、「営業の施設の内外の清潔保持，ねずみ，昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な」を削り，「及び法」を「及び食品衛生法（以下「法」という。）」に改める。

別表第2 第2 業種別基準の部第15項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め，同部第16項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め，同部第26項中「^{しょう}醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め，同項第2号中「^{しょう}醤油」を「しょうゆ」に改め，同部第31項中「めん類製造業」を「^{めん}麺類製造業」に改め，同項第1号中「乾めん類」を「乾^{めん}麺類」に改め，同項第2号中「めん類」を「^{めん}麺類」に改める。

付 則

この条例は，令和2年6月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第33号議案

茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第34号議案

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表摩擦・摩耗試験機器の部スガ摩耗試験機の項中「340」を「550」に改め、同表硬度試験機器の部熱機械分析装置（熱膨張）の項を削り、同表物性試験・薄膜作成等機器の部差動型示差熱天秤^{びん}の項及びマイクロスコプシステムの項を削り、同部走査型プローブ顕微鏡の項中「2,760」を「5,830」に改め、同部に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|-------|-------|
| 卓 上 S E M | 1 時 間 | 2,310 |
| デ ジ タ ル マ イ ク ロ ス コ ー プ | 1 時 間 | 440 |

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表物性試験・薄膜作成等機器の部の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------|-----------------------|-------|-------|
| 洗 浄 関 連 機 器 | フ ェ イ ン バ ブ ル 発 生 装 置 | 1 時 間 | 1,540 |
|-------------|-----------------------|-------|-------|

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表電気試験機器の部電源変動許容度試験器の項中「2,200」を「2,640」に改め、同部に次のように加える。

| | | |
|---------------------|-------|-----|
| 汎 用 型 オ シ ロ ス コ ー プ | 1 時 間 | 550 |
|---------------------|-------|-----|

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表設計支援機器の部に次のように加える。

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 三 次 元 デ ジ タ イ ザ | 1 時 間 | 1,870 |
|-----------------|-------|-------|

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品等分析・観察機器の部マイクロプレートリーダーの項を削り、同表食品加工試験機の部急速冷凍庫の項及び米菓試作装置の項を削る。

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表加工機類の部射出成形機の項中「2,640」を「2,860」に改め、同表試験機器類の部万能試験機の項中「880」を「1,320」に改め、同部メルトインデクサの項中「440」を「660」に改め、同部に次のように加える。

| | | |
|-----------------------------|-------|-------|
| 破 断 観 察 装 置 （ 高 速 度 カ メ ラ ） | 1 時 間 | 2,090 |
| 分 光 測 色 計 | 1 時 間 | 660 |

| | | |
|-------------------------|-------|-----|
| ド ラ イ ク リ ー ニ ン グ 試 験 機 | 1 時 間 | 770 |
| 赤 外 線 水 分 計 | 1 時 間 | 660 |
| 引 裂 試 験 機 | 1 時 間 | 660 |
| 変 角 光 沢 計 | 1 時 間 | 770 |
| 摩 擦 堅 ろ う 度 試 験 機 | 1 時 間 | 660 |

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表分析の部定性分析の項に次のように加える。

| | | |
|---------------------|---------------|-------|
| 卓 上 S E M に よ る も の | 1 試 験 ・ 1 箇 所 | 3,520 |
|---------------------|---------------|-------|

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表材料試験等の部疲労試験の項中

| | | |
|----------------------|-----------------------------------|-------|
| 疲労試験機によるもの（恒温槽の利用あり） | 1 試 料 ・ 1 時 間 | 9,570 |
| | 1 時 間 を 超 え , 1 試 料 1 時 間 ごと に | 770 |

を

| | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------|
| 疲労試験機によるもの（恒温槽の利用あり） | 1 試 料 ・ 1 時 間 | 9,570 |
| | 1 時 間 を 超 え , 1 試 料 1 時 間 ごと に | 770 |
| 疲労試験機（15kN）によるもの （高温炉の利用なし） | 1 試 料 ・ 1 時 間 | 10,120 |
| | 1 時 間 を 超 え , 1 試 料 1 時 間 ごと に | 1,320 |
| 疲労試験機（15kN）によるもの （高温炉の利用あり） | 1 試 料 ・ 1 時 間 | 10,450 |
| | 1 時 間 を 超 え , 1 試 料 1 時 間 ごと に | 1,650 |

に改め、同表表面処理試験の

| | | | |
|----------|---------------------------|---------------|-------|
| 部膜厚試験の項中 | 電 解 式 膜 厚 計 に よ る も の | 1 試 料 ・ 1 測 定 | 2,200 |
| | 走 査 型 電 子 顕 微 鏡 に よ る も の | 1 試 料 ・ 1 測 定 | 3,640 |

を

| | | |
|-----------------------|---------------|-------|
| 電 解 式 膜 厚 計 に よ る も の | 1 試 料 ・ 1 測 定 | 2,200 |
|-----------------------|---------------|-------|

に改め、同表金属試験の部金

属組織試験の項中「2,540」を「2,090」に、「8,260」を「12,210」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|---|---------------|--------|
| 卓 上 S E M に よ る も の | 1 試 験 ・ 1 箇 所 | 2,640 |
| 走 査 型 プ ロ ー ブ 顕 微 鏡 に よ る も の （環境制御ユニット使用） | 1 試 料 ・ 1 測 定 | 20,350 |

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表金属試験の部金属材料摩耗試験の項中「810」を「2,640」に改め、同表設計支援の部に次のように加える。

| | | | |
|--------------------|-----------|-------------|-------|
| 3Dプリンタ (熱溶解積層法) | 設 定 | 1 件 ・ 1 時 間 | 3,630 |
| | 樹 脂 造 形 | 1 件 ・ 1 時 間 | 880 |
| | F R P 造 形 | 1 件 ・ 1 時 間 | 1,650 |
| 三次元デジタル イザによるもの | 形 状 測 定 | 1 時 間 | 4,400 |
| | デ ー タ 処 理 | 1 時 間 | 990 |
| 電磁界解析 (CAE) | 設 定 | 1 件 ・ 1 時 間 | 7,040 |
| | 計 算 | 1 件 ・ 1 時 間 | 3,960 |
| 3Dモデリング マシン | 設 定 | 1 件 ・ 1 時 間 | 3,520 |
| | 造 形 | 1 件 ・ 1 時 間 | 660 |

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品の分析、試験等の部測定試験の項中

| | | |
|---------------------------------------|---------------|--------|
| でんこ 澱粉糊化特性測定試験（試験条件の プログラム作成あり） | 1 試 験 ・ 1 測 定 | 3,740 |
| 抗 酸 化 力 測 定 | 1 試 料 ・ 1 項 目 | 34,000 |

を

| | | |
|---------------------------------------|---------------|-------|
| でんこ 澱粉糊化特性測定試験（試験条件の プログラム作成あり） | 1 試 験 ・ 1 測 定 | 3,740 |
|---------------------------------------|---------------|-------|

に改め、同部前処理の項中「1

試料」を「1時間」に、「1,320」を「3,410」に改める。

別表第2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部耐光試験（フェードメーターによるもの）の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|----------------------------------|-------|
| 恒 温 恒 湿 試 験 | 1 件 ・ 1 時 間 | 1,430 |
| | 1 時 間 を 超 え , 1 件 1 時 間 ご と に | 220 |
| 測 色 試 験 | 1 件 | 1,540 |
| 洗 濯 試 験 | 1 件 | 2,200 |

別表第2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部プラスチック材料試験の項に次のように加える。

| | | |
|-------------------|-----|-------|
| メルトインデクサによる もの | 1 件 | 2,310 |
|-------------------|-----|-------|

別表第2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部プラスチック試料作成

| | | | | | | |
|-----|-------------------|-------|---|-------------------|-------|----------|
| の項中 | 1 件 (1 事項) | 2,810 | を | 1 件 (5 ショットまで) | 3,850 | に改め, 同部疲 |
| | 追加同一材料 1 事項につき | 1,470 | | 追加同一材料 (5 ショットまで) | 770 | |

労試験の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------|---------------|----------|-------|
| 強 度 試 験 | 万能試験機によるもの | 1 件 | 1,980 |
| | 高速度カメラによる破断観察 | 1 件・1 時間 | 3,960 |

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第35号議案

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

| | | |
|-----------------------|-------|--------|
| 蛍 光 エ ッ ク ス 線 分 析 装 置 | 1 時 間 | 1,650円 |
| エ ッ ク ス 線 回 折 装 置 | 1 時 間 | 2,200円 |

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第36号議案

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行規程 を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「年6パーセント」を「法定利率」に改める。

- (1) 研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成12年茨城県条例第81号）
第29条第2項
- (2) 研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成12年茨城県条例第82号）第
29条第2項
- (3) 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成15年茨城県条例第70号）第25条第2
項

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第37号議案

茨城県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

茨城県県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和28年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 県営土地改良事業（以下「事業」という。）に係る土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づく分担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定に基づく特別徴収金の徴収については、この条例の定めるところによる。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(分担金の徴収)」に改め、同条第1項中「前条の規定により算出した分担金」を「県」に改め、「当該事業」の次に「(法第85条の2第6項の規定により市町村の議会の議決を経てされた同条第1項の規定による申請に係る事業（以下「市町村特別申請事業」という。）及び法第87条の3第1項の規定により行う事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「で、その」を「で当該」に、「かかる」を「係る」に、「その他農林大臣の指定する」を「その他土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7各号に掲げる」に改め、「から」の次に「分担金を」を加え、同条第2項中「前項に掲げるもの」を「被徴収者」に、「かかる」を「係る」に、「地域と」を「地区と」に、「そのもの」を「当該被徴収者」に、「かえて、その」を「代えて、当該」に改め、同条を第2条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（分担金の額）

第3条 前条第1項の分担金の総額は、各年度ごとに当該事業に要する費用の額のうち国から交付を受けた補助金の額（当該事業が公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第2条第2項第3号の公害防止事業に該当する場合には、当該補助金の額に当該公害防止事業に係る同法第6条第1項の費用負担計画において定められた事業者の負担総額のうち当該事業に係る部分の額を加えて得た額）を除いた額に100分の50を乗じて得た額の範囲内において、被徴収者が当該事業の施行により受ける利益を勘案して、知事が定める。

2 各被徴収者から徴収する分担金の額は、当該被徴収者が当該事業の施行により受ける利益の限度において、当該利益を勘案して、前項の規定により定められた分担金の総額を配分した額とする。

第4条から第6条までを次のように改める。

（分担金の徴収の方法）

第4条 第2条第1項の分担金（同条第2項の分担金に相当する金銭を含む。以下この条、次条及び第7条において同じ。）は、その年度内に一時に徴収するものとする。ただし、被徴収者又は土地改良区の申出があるときは、その分担金につき分割して徴収することができる。

（分担金の免除等）

第5条 災害その他知事が必要と認めるときは、分担金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（特別徴収金の徴収）

第6条 県は、事業（市町村特別申請事業、機構関連事業及び法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行

う事業を除く。以下この項及び次条において同じ。)のうち規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。第8条において同じ。)からその属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合においては、第2条第2項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「被徴収者」とあるのは「特別徴収金の徴収を受ける者」と読み替えるものとする。

第7条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

(特別徴収金の額)

第7条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額から第2号に定める額を差し引いて得た額とする。

(1) 当該事業に要する費用の額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、かつ、当該特別徴収金の徴収を受ける者が当該事業により受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

(2) 当該事業につき第2条第1項若しくは第2項又は法第91条第2項若しくは第6項の規定により県が徴収する分担金又は負担金の額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、かつ、当該特別徴収金の徴収を受ける者が当該事業により受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

(機構関連事業に係る特別徴収金の徴収)

第8条 県は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、当該機構関連事業の計画につき法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合のいずれかに該当することとなつたときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(機構関連事業に係る特別徴収金の額)

第9条 前条の特別徴収金の額については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「第2条第1項若しくは第2項又は法第91条第2項若しくは第6項」とあるのは「法第91条第6項」と、「分担金又は負担金」とあるのは「負担金」と読み替えるものとする。

(特別徴収金の徴収の方法)

第10条 第6条及び第8条の特別徴収金は、一時に徴収するものとする。

(特別徴収金の免除)

第11条 知事は、目的外用途に供される土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他特別徴収金を徴収する必要がないと認める場合は、第6条及び第8条の特別徴収金を免除することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨城県県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に土地改良法

(昭和24年法律第195号) 第87条第5項の規定による公告をした県営土地改良事業について適用し、同日前に同項の規定による公告をした県営土地改良事業については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第38号議案

茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例

茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第二種中高層住居専用地域」の次に「，田園住居地域」を加える。

付 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第39号議案

茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例

茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年茨城県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第40号議案

茨城県証紙条例の一部を改正する条例

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（収入の方法）

第2条 別表に定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次のいずれかに該当する使用料及び手数料にあつては、これによらないことができる。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料及び手数料

(2) 地方自治法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させる使用料及び手数料

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第41号議案

茨城県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号の表県南広域水道の項を次のように改める。

| | | |
|---------|---|---------|
| 県南西広域水道 | 土浦市，古河市，石岡市，結城市，下妻市，常総市，つくば市，守谷市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，つくばみらい市 稲敷郡の各町村 結城郡八千代町 猿島郡のうち境町 県南水道企業団 | 386,075 |
|---------|---|---------|

第2条第2項第1号の表県西広域水道の項を削る。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第42号議案

茨城県水道条例の一部を改正する条例

茨城県水道条例（昭和57年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項の表県南広域水道の項中「県南広域水道」を「県南西広域水道」に改め、同表県西広域水道の項を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 県南西広域水道のうち土浦市（平成18年2月20日に効力を生じた合併前の新治村の同月19日における区域に限る。）、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、八千代町及び境町の区域に係る用水供給についての前項の規定の適用については、同項の表の右欄中「1,290円」とあるのは「1,850円」と、「45円」とあるのは「61円」とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第43号議案

茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第44号議案

学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表茨城県女性プラザの項を削る。

別表第3茨城県女性プラザの項を削る。

別表第4（4）茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザの表中「及び茨城県女性プラザ」を削り，同表備考第2項中「又は婦人教育活動」を削る。

付 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第45号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。
別表第1の3の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第46号議案

茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を 改正する条例

茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年茨城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「自動車分解整備事業者が分解整備（同法第49条第2項に規定する分解整備）」を「自動車特定整備事業者が同条第1項の認証を受けた自動車特定整備事業（同法第77条に規定する自動車特定整備事業）」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第47号議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。
第1条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 監査専門委員

第6条第1項中「及び同条第8号から第16号まで」を「並びに同条第7号及び第9号から第17号まで」に改める。

別表第3中

| | | | |
|-----------------|---------|--------|--------|
| 教 育 委 員 会 の 委 員 | 213,000 | | を に |
| 監 査 専 門 委 員 | | 16,000 | |
| 教 育 委 員 会 の 委 員 | 213,000 | | |

改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第48号議案

茨城県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

茨城県監査委員に関する条例（昭和39年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「，法」の次に「第150条第5項，」を加える。

第7条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

付 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第49号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和2年4月1日
- 3 契約金額 1,650万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 東茨城郡大洗町磯浜町6742番地
氏名 坂本 和重
資格 税理士

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第50号議案

県有財産の取得について

新型インフルエンザ対策に係る治療薬として、下記により県有財産を取得するものとする。

記

| 名 称 | 種 類 | 数 量 | 取得予定価格 | 取 得 先 住 所 氏 名 |
|-------------------|---------------|-----------|--------------------------|--|
| 抗インフルエンザ ウイルス薬 | イナビル (備蓄用) | 192,000容器 | 166,214,400 ^円 | 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号 第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳 |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第51号議案

霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について，同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に令和2年度分として負担させる金額は，それぞれ下記のとおりとする。

記

| | |
|--------------------|-------------|
| 龍ヶ崎市 | 385,909千円 |
| 牛久市 | 350,194千円 |
| つくば市 | 1,208,082千円 |
| 稲敷市 | 11,226千円 |
| 河内町 | 11,968千円 |
| 利根町 | 59,381千円 |
| 土浦市 | 908,266千円 |
| 石岡市 | 235,062千円 |
| かすみがうら市 | 157,296千円 |
| 小美玉市 | 109,613千円 |
| 阿見町 | 391,553千円 |
| 潮来市 | 249,535千円 |
| 行方市 | 42,042千円 |
| 水戸市 | 540,834千円 |
| 日立市 | 343,284千円 |
| 常陸太田市 | 116,229千円 |
| ひたちなか市 | 325,321千円 |
| 常陸大宮市 | 62,619千円 |
| 那珂市 | 246,181千円 |
| 大洗町 | 71,003千円 |
| 城里町 | 35,893千円 |
| 東海村 | 188,084千円 |
| ひたちなか・東海 広域事務組合 | 19,147千円 |
| 古河市 | 103,675千円 |
| 坂東市 | 58,630千円 |
| 境町 | 198,198千円 |
| 下妻市 | 198,174千円 |
| 常総市 | 61,941千円 |

| | |
|------|-----------|
| 筑西市 | 225,752千円 |
| 八千代町 | 47,265千円 |
| 桜川市 | 119,023千円 |

令和2年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦